

○成績優秀者特別奨学金給付規程

平成31年3月23日
制定
大学規程 第18号

(目的)

第1条 この規程は、一般入学試験及びセンター利用入試における成績優秀者を確保し、本学学生の学力の維持・向上に資するため、特別奨学金を給付することを目的とする。

(対象者)

第2条 成績優秀者特別奨学金(以下「奨学金」という。)は、本規程別表1に定める受給資格等を満たす者に給付する。

(給付額)

第3条 奨学金の額は、本規程別表1に定める。

(給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、8セメスターをもって限度とする。

(給付時期)

第5条 奨学金の給付時期は、原則として春学期を6月、秋学期を12月とする。ただし、当該学期の納付金の納入を確認した後とする。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、入学を希望する学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(採用通知)

第7条 前条により奨学生が決定された場合には、遅滞なく本人および保証人に通知する。

(提出書類)

第8条 奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を入学手続時に提出しなければならない。

(異動)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する事項が生じた場合には、直ちに届け出なければならない。

(1) 本人または保証人の氏名、住所その他重要事項の変更

(2) 保証人の変更

(3) 入学辞退または休学もしくは退学

(返還)

第10条 奨学金は給付するものとし、奨学生として採用された者は返還義務を負わないものとする。ただし、第11条第3号により資格を喪失した場合は、入学時に遡って返還義務が生じるものとする。

(資格喪失および繰上げ採用)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。ただし、繰り上げ採用は、これを行わない。

- (1) 入学辞退したとき
 - (2) 除籍または退学したとき
 - (3) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき
 - (4) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき
- (給付停止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の給付を停止する。ただし、第1号の事由に基づき支給を停止するときは、当該学期に続く1 Semesterに限る。

- (1) 各学期において本規程別表2に定める成績を維持できなかったとき
 - (2) 休学したとき
- (給付再開)

第13条 前条により、奨学金の給付を停止された者が、本学の定める成績基準まで回復し、または復学した場合には、奨学金の給付を再開する。

(認定)

第14条 第11条から前条に関わる審議は、大学学生委員会で行い、該当学生の所属する学部教授会の議を経て学長が決定する。

(併給)

第15条 本学が支給する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、本学以外の組織が支給する奨学金についてはこの限りではない。

(所管)

第16条 本規程に関する所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則

- 1 本規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 新元号2年春学期入学生から適用し、それ以前の入学生については従来の特別奨学金規程に
より運用するものとする。
- 3 従来の規程は、その規程による奨学金の対象者が卒業した年度をもって廃止するものとする。

別表1(第2条・第3条関係)

奨学金受給資格等

入試区分	受給資格等	奨学金の額
一般入試A日程及びセンター利用入試A日程	成績上位で得点率75%以上かつ各学部上位5%以内	各学期授業料の50%相当額

別表2(第12条関係)

成績優秀者特別奨学金給付規程 学内成績基準

成績優秀者特別奨学金給付規程第12条第1号の本学の定める成績については、下表による「修得単位数(卒業要件単位に限る)」と「成績評価の方法」のいずれの基準も満したものとす。

年次	学期	修得単位数 (卒業要件単位に限る)	成績評価の方法
1年次	春学期	18単位以上	GPAの値が2.50以上であることとする。 ※GPAとは、Sを4、Aを3、Bを2、Cを1、Fを0として、それに各科目の単位数を掛けて加えた合計点を履修登録の総単位数で割って計算された数値である。
	秋学期	18単位以上	
2年次	春学期	18単位以上	
	秋学期	18単位以上	
3年次	春学期	18単位以上	
	秋学期	18単位以上	
4年次	春学期	4単位以上	
	秋学期		

- 1 認定科目・春学期に成績の出ない科目は取得単位とみなす。
- 2 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科以外の学部学科については、3年次秋学期終了時に110単位を取得したときには、当該学期以降につき、取得単位数条件は課さない。ただし、当該学期及び4年次春学期につき、最低2単位は取得しなければならない。
- 3 健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科について、2年次秋学期終了時に、看護学科は85単位以上、言語聴覚学科は80単位以上取得したときには、3年次春学期以降につき、取得単位数条件を8単位以上とする。
- 4 認定科目・春学期に成績の出ない科目並びに要卒科目でない科目は上記の「成績評価の方法」の計算式に含めないこととする。
- 5 成績優秀者特別奨学生には入学時に当該制度の趣旨について説明し、成績の維持に努めるよう指導する。